

運用基準第21号様式（地域まちづくりルール運用状況報告 別紙）（V-2-(3)）

地域まちづくり組織名 東海道戸塚宿まちづくり倶楽部 地域まちづくりルール名 東海道戸塚宿まちづくりルール

報告対象期日 平成27年10月15日より平成28年4月15日

手続き事項	建築等行為の概要	建物の形態	良好で快適なまち並み景観										素材・色彩・形				地域コミュニティ活性化				
			連続性あるまち並み	まちぎわいあるまち並み				歩行者との接点	夜間も安心・安全な照明等	美観への配慮	建物外壁及び工作物の総面積の5分の4以上は、マンセル表色系R（赤系）・YR（黄赤系）・Y（黄系）、彩度3以下			外壁素材の耐久性	屋根の基調色の明度は6以下	屋外広告物（集約、東海道沿道のデザイン、屋上看板の規模）		明			
① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ）	ルールの詳細な規定 長い壁面の分節化 軒高の協調 引き込み空間の設置 角地の工夫・協調 回遊性（開放的な設え、通り抜け等、1階の用途） 東海道沿道の引き込み空間の連続・入口分離、透過性 バリアフリー化 東海道沿道の引き込み空間の用途	×	×	○	-	-	-	○	-	△	△	△	○	○	○	○	-	-	○	
	建築等の概要用途		（配慮事項）マンション販売用モデルルームの用途で、規格プレハブ本体の為、壁面の分節化又、軒高を合わせることができない。																		
1	① H27.12.22 ① H28.1.12	1 建築（新築） 事務所（モデルルーム）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	① H28.1.7 ① H28.1.12	1 建築（新築） 事務所	（配慮事項）隣接戸塚大踏切デッキのエレベーター棟と調和した、デザインになっている。																		
3	① ②		（配慮事項）																		
4	① ②		（配慮事項）																		
5	① ②		（配慮事項）																		

凡例： ○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項  
 - ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。